

大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査実施事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向に転じた場合の患者の早期発見及び日常生活や経済社会活動における感染リスクの引き下げを目的とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項等に基づく知事の受検要請（以下「受検要請」という。）に応じる者又は飲食、イベント、旅行（帰省を含む。）等の活動において、陰性の検査結果が求められている者に無料で検査を実施するため、予算の範囲内において、第3条に規定する補助対象事業者に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査実施事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する次に掲げる事業とする。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等を利用するため必要な検査を無料で実施する事業。なお、実施要領第4条第2項第7号に定める事業所が実施する事業については、府が別に指定する期間に実施したものに限る。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）
受検要請に応じて受検する検査を無料で実施する事業。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、実施要領に基づき、府より「新型コロナ検査実施事業者」の登録を受けている者とする。

(基準単価及び補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費及びその補助額は、別表「補助金交付基準」により算出した額とする。なお、令和4年8月28日までに実施した検査については別表1によるものとし、令和4年8月29日以降に実施した検査については別表2によることとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項による申請は、知事が定める事業実施期間に対する申請をその定める日までに、インターネットを利用し、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「既実施分交付申請書」という。）又は交付申請書（様式第2号）（以下「未実施分交付申請書」という。）及びその他知事が必要と認める書類を提出することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、申請することができる。

- (1) 既実施分交付申請又は未実施分交付申請書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の配分変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減額を伴う事業内容の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、インターネットを利用することにより申請を行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、承認申請を行うことができる。

(1) 経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)

(2) その他知事が必要と認める書類

4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、インターネットを利用することにより申請を行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出することにより、申請することができる。

(規則第6条第2項の規定による条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

(6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(7) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して10日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、第5条の規定により既実施分交付申請書の提出があったときは、提出と同時に実績報告があったものとみなす。なお、当該報告をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を郵送にて提出することにより、報告することができる。

(1) 無料検査実施事業費補助金実績報告書(様式第6号)

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 知事は、第10条による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付の決定と額の確定の同時実施)

第12条 知事は、補助事業者から第5条の規定による既実施分交付申請書の提出があったときは、第6条の規定による補助金の交付の決定及び通知並びに第11条の規定による補助金の額の確定及び通知をあわせて行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(検査)

第14条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ、補助事業者はこれに応じ、報告、関係書類等の提出若しくは職員への開示又は質問への回答等を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金に関する手続き等において不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(3) その他規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
ただし、補助事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。
- 3 知事は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則第 17 条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。
- 5 知事は、補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 16 条 知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 6 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

別表1 「補助金交付基準」：令和4年8月28日までに実施する検査

補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第1欄に掲げる検査方法に応じて、第3欄に定める対象経費の実支出額から検査1件あたりに要する費用（以下、「実単価」という）を算出する。なお、同一の検査方法であっても複数の実単価が存在する場合は、それぞれ算出することとする。
- (2) (1)により算出された実単価と、第2欄に定める基準単価を比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (1)及び(2)により算出された額（選定単価）と、第4欄に定める加算額を合計した額を補助単価とする。
- (4) (3)に掲げる補助単価に事業区分（定着促進事業又は一般検査事業）に応じた検査実施件数を乗じて得た額の合計額を補助額とする。

1 検査方法	2 基準単価	3 対象経費（実単価）	4 加算額（注1）
PCR検査等 又は 抗原定量検査	検査1件あたり 6,500円	検査1件あたりに要する検査分析にかかる費用（外部委託する場合は委託料に限る。）	検査1件あたり 3,000円
抗原定性検査	検査1件あたり 1,500円 (注2)	検査1件あたりに要する検査キット、検査試薬の購入にかかる費用	

(注1) 検査以外に要する各種経費（検体採取場所の運営費用等）にかかる補助。

(注2) ただし、令和4年3月31日以前に仕入れた検査キット、検査試薬を使用して検査を行う場合は3,000円とする。

別表2「補助金交付基準」：令和4年8月29日以降に実施する検査

補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第1欄に掲げる検査方法に応じて、第3欄に定める対象経費の実支出額から検査1件あたりに要する費用（以下、「実単価」という）を算出する。なお、同一の検査方法であっても複数の実単価が存在する場合は、それぞれ算出することとする。
- (2) 府が1ヵ月を目安に別に定める期間（以下、「指定期間」という）における、事業区分（定着促進事業又は一般検査事業）に応じた検査方法別（複数の実単価が存在する場合は、実単価ごと）の件数を算定する。
- (3) (1)で算出した実単価と第2欄に定める基準単価をそれぞれ比較し、低い方の額を選定し、補助単価とする。なお、PCR等検査の基準単価の区分の判断については指定期間毎に行うこととし、基礎となる検査件数については、次の算定式Aのとおり算出することとする。
【算定式A】 ※小数点以下は切り捨てることとする。
 (ア) 50件×指定期間における営業日数×指定期間におけるPCR等検査実施件数割合（※）
 (イ) (100件×指定期間における営業日数×指定期間におけるPCR等検査実施件数割合) - (ア)
 (ウ) 指定期間におけるPCR等検査実施件数 - (ア) - (イ)
 ※PCR等検査実施件数割合
 =PCR等検査実施件数の計/PCR等検査と抗原定性検査実施件数の計（以下、「総件数という。」）
 ただし、定着促進事業と一般検査事業の合計件数を用いることとする。
- (4) PCR等検査、抗原定性検査のそれぞれについて、(3)で算出した補助単価に検査件数（PCR等検査については、指定期間及び補助単価の選定に用いた基準単価の区分（ア）～（ウ））毎に(3)の算定式Aにより算出した件数を上限とすることとする。）を乗じて得た額と、第4欄に定める加算単価に、総件数（指定期間及び単価区分（a）～（c））毎に、次の算定式Bを用いて算出した件数を上限とすることとする。）を乗じて得た額の合計額を補助額とする。

【算定式B】

- (a) 50件×指定期間の営業日数
- (b) (100件×指定期間の営業日数) - (a)
- (c) 指定期間の総件数 - (a) - (b)

1 検査方法	2 基準単価（注1）		3 対象経費（実単価）	4 加算単価（注1）	
PCR検査等、 抗原定量検査 （合せて「PCR等検査」という）	(ア) 1日50件まで	6,500円	検査1件あたりに要する検査分析にかかる費用 （外部委託する場合は委託料に限る。）	(a) 1日50件まで	2,500円
	(イ) 1日51～100件	5,000円		(b) 1日51～100件	1,800円
	(ウ) 1日101件以上	3,000円			
抗原定性検査	1日の件数に係らず、1,500円 ※ただし、令和4年3月31日以前に仕入れた検査キット、検査試薬を使用して検査を行う場合は3,000円とする。		検査1件あたりに要する検査キット、検査試薬の購入にかかる費用	(c) 1日101件以上	1,100円

(注1) 基準単価及び加算単価の判断の基礎となる検査件数は、大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領第14に記載する受検者数等の報告数に準拠するものとする。